

# 広島文教女子大学大学院学則

## 第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、広島文教女子大学学則（以下「学則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、広島文教女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 3 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 3 条の 2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第 4 条 本学大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第 5 条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人間科学研究科

教育学専攻

人間福祉学専攻

2 人間科学研究科は、人間の教育・健康及び社会福祉の分野で高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的とする。

(収容定員)

第 6 条 本学大学院の収容定員は次のとおりとする。

| 研 究 科   | 専 攻           | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|---------------|------|------|
| 人間科学研究科 | 教 育 学 専 攻     | 1 5  | 3 0  |
|         | 人 間 福 祉 学 専 攻 | 3    | 6    |

(標準修業年限)

第 7 条 本学大学院の標準修業年限は、2 年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一

定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（在学期間）

第9条 本学大学院の在学期間は4年を超えることはできない。ただし、長期履修学生にあつては7年を超えることはできない。

## 第2章 教育課程等

（教育方法）

第10条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（担当教員）

第11条 本学大学院における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

2 本学大学院における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授又は講師に担当又は分担させることができる。

（指導教員）

第12条 学生は、入学後所定の期日までに指導教員を定め、研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、研究科長に願い出てその承認を得なければならない。

（研究題目）

第13条 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の指導により、研究題目を研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、研究題目の変更を希望するときは、指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第14条 本学大学院の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

（成績評価基準等の明示等）

第15条 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他専攻及び学部授業科目の履修）

第16条 学生は、他専攻の授業科目を履修することができる。

2 指導教員が教育上必要と認めたときは、学生に学部の授業を履修させることができる。

3 前項により修得した授業科目の単位は、修了に必要な単位数に含めない。

（単位数の計算方法）

第17条 単位数の計算方法については学則第12条の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第 18 条 現職教員等である第 2 年次学生については、本学大学院が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 19 条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、本学大学院において修得したものとみなし 10 単位を限度として、研究科委員会の議を経て学長が認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、前条第 2 項により修得した単位と合わせて 10 単位を超えない範囲で、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(評価)

第 21 条 授業科目の成績の評価、成績表示及び合否は次のとおりとする。

| 成績の評価       | 成績表示 | 合 否 |
|-------------|------|-----|
| 秀 (90～100点) | S    | 合 格 |
| 優 (80～89点)  | A    |     |
| 良 (70～79点)  | B    |     |
| 可 (60～69点)  | C    |     |
| 不可(60点未満)   | D    | 不合格 |

### 第 3 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 22 条 本学大学院の修了要件は、2 年以上在学し、所定の授業科目 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本学大学院が優れた業績を上げたと認める者については、本学大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第 23 条 前条の最終試験は、修士論文等を中心として、これと関連ある科目について行う。

2 修士論文等及び最終試験の合否は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 審査方法については、別に定める。

(学位の授与)

第 24 条 本学大学院を修了した者に修士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

### 第 4 章 学年、学期及び休業日

(学年, 学期, 休業日)

第 25 条 本学大学院の学年, 学期及び休業日については, 学則第 5 条及び第 7 条の規定を準用する。

## 第 5 章 入学, 再入学, 転学, 留学, 休学, 退学及び除籍

(入学の時期)

第 26 条 入学は, 学年の始めとする。

(入学資格)

第 27 条 本学大学院に入学することができる者は, 次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により, 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において, 学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 大学に 3 年以上在学し, 又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し, 本学大学院において, 所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本学大学院において, 個別の入学資格審査により, 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で, 22 歳に達したもの

2 前項第 7 号の個別の入学資格審査については, 別に定める。

(出願書類)

第 28 条 本学大学院に入学を志願する者は, 所定の期日までに検定料を納付の上, 入学願書及び別に定める書類を提出しなければならない。

(入学試験)

第 29 条 入学志願者に対しては, 選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第 30 条 入学を許可すべき者は, 研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 31 条 入学の許可を受けようとする者は, 指定の期日までに所定の書類を提出するとともに, 所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は, 前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 32 条 第 36 条の規定により退学した者又は第 39 条により除籍された者で学則第 40 条第 2 号若しくは第 4 号に該当する者が, 再入学を願い出たときは, 選考の上, 再入学を許可することがある。

2 再入学については, 別に定める。

(転学)

第 33 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続きを経て、願い出なければならない。

2 他の大学院から転学を希望する者については、学年の始めに限り、試験の上許可することができる。

(留 学)

第 34 条 留学については、学則第 26 条の規定を準用する。

(休 学)

第 35 条 休学については、学則第 34 条から第 37 条までの規定を準用する。

(退 学)

第 36 条 退学については、学則第 33 条の規定を準用する。

(除 籍)

第 37 条 除籍については、学則第 40 条の規定を準用する。

## 第 6 章 納付金

(納付金)

第 38 条 授業料などの納付金は、別表第 2 及び別表第 2-2 (長期履修学生) に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、納付金については、学則第 45 条から第 48 条までの規定を準用する。

## 第 7 章 資 格

(教育職員免許状)

第 39 条 本学大学院において、教育職員専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。ただし、当該免許状に該当する一種免許状の取得資格を有する者に限る。

2 取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

|       |            |
|-------|------------|
| 教育学専攻 | 小学校教諭専修免許状 |
|       | 幼稚園教諭専修免許状 |

3 教育職員免許状の取得については、別に定める。

(臨床心理士試験受験資格)

第 40 条 教育学専攻の学生で、臨床心理士試験受験資格の取得を希望する学生は、別に定める所定の科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 臨床心理士試験受験資格の取得については、別に定める。

## 第 8 章 科目等履修生、研究生、大学院研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 41 条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生については、別に定める。

(研究生)

第 42 条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生については、別に定める。

(大学院研修生)

第 43 条 本学大学院を修了し、本学大学院において特定の事項について研究継続を志願する者があるときは、大学院研修生として入学を許可することができる。

2 大学院研修生については別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 外国人で大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、別に定める。

## 第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 45 条 表彰については、学則第 57 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 46 条 懲戒については、学則第 58 条から第 60 条までの規定を準用する。

## 第 10 章 運営組織

(研究科委員会及び大学院運営委員会)

第 47 条 本学大学院に研究科委員会及び大学院運営委員会を置く。

2 研究科委員会及び大学院運営委員会については、別に定める。

(研究科長，副研究科長，専攻主任)

第 48 条 本学大学院に研究科長，副研究科長及び専攻主任を置く。

2 研究科長，副研究科長及び専攻主任については、別に定める。

## 第 11 章 雑 則

(雑 則)

第 49 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、学則その他学部学生に関する規定を準用する。

### 附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

1 この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

- 2 授業料などの納付金は、平成4年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金については、平成5年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第37条の規定は、平成6年2月1日から適用する。
- 2 授業料などの納付金は、平成6年度の入学生から適用する。

**附 則**

この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成8年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成9年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成10年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成11年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成11年8月31日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成12年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成13年度の入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成14年度の入学生から適用する。

**附 則**

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 年 度    | 国語学国文学専攻 | 英米文学専攻 | 教育学専攻 |
|--------|----------|--------|-------|
| 平成18年度 | 5        | 5      | 20    |
| 平成19年度 | 0        | 0      | 30    |

- 3 人間科学研究科国語学国文学専攻及び英米文学専攻は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のおりとする。

**附 則**

この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度から平成 21 年度における収容定員は、第 12 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 年 度    | 教育学専攻 | 人間福祉学専攻 |
|--------|-------|---------|
| 平成20年度 | 30    | 3       |
| 平成21年度 | 30    | 6       |

**附 則**

この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



別表第1(第14条関係)

## 人間科学研究科教育課程

| 教育学専攻      |             |          |                        |             |    |                                  |              |    |
|------------|-------------|----------|------------------------|-------------|----|----------------------------------|--------------|----|
| 授業科目       |             | 単位       | 授業科目                   |             | 単位 | 授業科目                             |              | 単位 |
| 教育学<br>コース | 教育史特論       | 2        | 心理<br>学<br>コ<br>ー<br>ス | 心理学研究法特論    | 2  | 臨床<br>心<br>理<br>学<br>コ<br>ー<br>ス | 臨床心理学特論Ⅰ     | 2  |
|            | 教育史演習       | 2        |                        | 心理学統計法特論    | 2  |                                  | 臨床心理学特論Ⅱ     | 2  |
|            | 教育社会学特論     | 2        |                        | 社会心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理面接特論Ⅰ    | 2  |
|            | 教育社会学演習     | 2        |                        | 社会心理学演習     | 2  |                                  | 臨床心理面接特論Ⅱ    | 2  |
|            | 教育方法学特論     | 2        |                        | 対人心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理査定演習Ⅰ    | 2  |
|            | 教育方法学演習     | 2        |                        | 対人心理学演習     | 2  |                                  | 臨床心理査定演習Ⅱ    | 2  |
|            | 教育学特論Ⅰ      | 2        |                        | 健康心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理基礎実習Ⅰ    | 1  |
|            | 教育学特論Ⅱ      | 2        |                        | 健康心理学演習     | 2  |                                  | 臨床心理基礎実習Ⅱ    | 1  |
|            | 教育学演習Ⅰ      | 2        |                        | 文化心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理実習Ⅰ      | 1  |
|            | 教育学演習Ⅱ      | 2        |                        | 教育心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理実習Ⅱ      | 1  |
|            | 教育哲学        | 2        |                        | 教育心理学演習     | 2  |                                  | 心理学研究法特論     | 2  |
|            | 教育制度学       | 2        |                        | 発達心理学特論     | 2  |                                  | 臨床心理学研究法特論   | 2  |
|            | 教育情報学特論     | 2        |                        | 発達心理学演習     | 2  |                                  | 教育心理学特論      | 2  |
|            | 教育情報学演習     | 2        |                        | 学習心理学特論     | 2  |                                  | 発達心理学特論      | 2  |
|            | 教育心理学特論     | 2        |                        | 学習心理学演習     | 2  |                                  | 社会心理学特論      | 2  |
|            | 教育心理学演習     | 2        |                        | スポーツ心理学特論   | 2  |                                  | 臨床心理倫理・関連行政論 | 2  |
|            | 発達心理学特論     | 2        |                        | スポーツ心理学演習   | 2  |                                  | 精神医学特論       | 2  |
|            | 発達心理学演習     | 2        |                        | 認知心理学特論     | 2  |                                  | 障害者(児)心理学特論  | 2  |
|            | 学習心理学特論     | 2        |                        | 臨床心理学特論     | 2  |                                  | 遊戯療法特論       | 2  |
|            | 学習心理学演習     | 2        |                        | 障害者(児)心理学特論 | 2  |                                  | 学校臨床心理学特論    | 2  |
|            | スポーツ心理学特論   | 2        |                        | コミュニティ心理学特論 | 2  |                                  | コミュニティ心理学特論  | 2  |
|            | スポーツ心理学演習   | 2        |                        | 精神医学特論      | 2  |                                  | 臨床心理学演習Ⅰ     | 2  |
|            | 臨床心理学特論     | 2        |                        |             |    |                                  | 臨床心理学演習Ⅱ     | 2  |
|            | 障害者(児)心理学特論 | 2        |                        |             |    |                                  |              |    |
|            | 教育学特別研究Ⅰ    | 1        |                        |             |    |                                  |              |    |
|            | 教育学特別研究Ⅱ    | 1        |                        |             |    |                                  |              |    |
|            | 教育学特別研究Ⅲ    | 1        |                        |             |    |                                  |              |    |
|            | 教育学特別研究Ⅳ    | 1        |                        |             |    |                                  |              |    |
|            | 心理学特別研究Ⅰ    | 1        |                        | 心理学特別研究Ⅰ    | 1  |                                  | 心理学特別研究Ⅰ     | 1  |
|            | 心理学特別研究Ⅱ    | 1        |                        | 心理学特別研究Ⅱ    | 1  |                                  | 心理学特別研究Ⅱ     | 1  |
| 心理学特別研究Ⅲ   | 1           | 心理学特別研究Ⅲ | 1                      | 心理学特別研究Ⅲ    | 1  |                                  |              |    |
| 心理学特別研究Ⅳ   | 1           | 心理学特別研究Ⅳ | 1                      | 心理学特別研究Ⅳ    | 1  |                                  |              |    |

1. 履修基準  
 (1) 専門科目 28 単位  
 (2) 特別研究 4 単位  
 (3) 修士論文等

2. 履修方法  
 (1) コース開設科目 24 単位 (特別研究 4 単位を必ず含むこと。)  
 (2) 自由選択科目 8 単位 (他コース・他専攻の授業科目の履修も可)

| 科目区分   | 人 間 福 祉 学 専 攻 |     |      |       |
|--|---------------|-----|------|-------|
|  | 授 業 科 目       | 単 位 | 配当年次 | 必修・選択 |
| 基 幹 科 目  | 人間福祉特論        | ②   | 1    | 必修    |
|  | 地域福祉特論        | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 高齢者福祉特論       | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 障害者福祉特論       | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 子ども家庭福祉特論     | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 精神保健福祉特論      | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 人間福祉学演習Ⅰ      | ②   | 1    | 必修    |
|  | 人間福祉学演習Ⅱ      | ②   | 1    | 必修    |
|  | 人間福祉学演習Ⅲ      | 2   | 2    | 選択    |
|  | 人間福祉学演習Ⅳ      | 2   | 2    | 選択    |
| 専 門 分 野 別 科 目  | 人間福祉職業特論      | 2   | 1    | 選択    |
|  | 保健医療特論        | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 社会福祉調査研究特論    | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 保健・医療・福祉連携学特論 | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 福祉臨床心理学特論     | 2   | 1又は2 | 選択    |
| 関 連 科 目  | 福祉工学特論        | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 食生活福祉特論       | 2   | 1又は2 | 選択    |
|  | 障害児療育特論       | 2   | 1又は2 | 選択    |
| 実 習 実 務 科 目  | 社会福祉事例研究Ⅰ     | ①   | 2    | 必修    |
|  | 社会福祉事例研究Ⅱ     | ①   | 2    | 必修    |
| 特 別 研 究  | 人間福祉学特別研究Ⅰ    | ①   | 1    | 必修    |
|  | 人間福祉学特別研究Ⅱ    | ①   | 1    | 必修    |
|  | 人間福祉学特別研究Ⅲ    | ①   | 2    | 必修    |
|  | 人間福祉学特別研究Ⅳ    | ①   | 2    | 必修    |
| 1 履修基準<br>(1) 専門科目 28 単位<br>(2) 特別研究 4 単位<br>(3) 修士論文等<br>2 履修方法<br>(1) 必修科目 12 単位(特別研究 4 単位を必ず含むこと。)<br>(2) 選択科目 20 単位(8 単位まで他専攻の授業科目の履修も可) |               |     |      |       |

別表第2（第38条関係）

納 付 金

（単位 円）

| 年 度 | 種 別     |         |
|-----|---------|---------|
|     | 入学金     | 授業料     |
| 1年目 | 240,000 | 660,000 |
| 2年目 | —       | 660,000 |

注：実習にかかる費用は，自己負担とする。

別表第2-2（第38条関係）

長期履修学生に適用する納付金

（入学金）

- 1 入学金を一括納付できない場合は，願い出により3年間にまたがって分割納入することが出来るものとする。
- 2 納付額は，当該各欄に定めるとおりとする。

（授業料）

履修単位数に応じた授業料及び基本授業料を納付することとし，納付額は，当該各欄に定めるとおりとする。

| 年 度         | 入 学 金        |             |             | 授 業 料                    |                       |
|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------------------|-----------------------|
|             | 一括納入         | 分 割 納 入     |             | 一括納入                     | 基本授業料                 |
|             |              | 前 期         | 後 期         |                          |                       |
| 1年目         | 円<br>240,000 | 円<br>40,000 | 円<br>40,000 | 1単位 円<br>33,000<br>×履修単位 |                       |
| 2年目         |              | 40,000      | 40,000      | 同 上                      |                       |
| 3年目         |              | 40,000      | 40,000      | 同 上                      |                       |
| 4年目<br>以降各期 |              |             |             | 同 上<br>(以下同じ)            | 円<br>33,000<br>(以下同じ) |